

議案第 48 号

大野市立学校タブレット端末使用規程の一部を改正する規程案

令和 4 年 7 月 21 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

校外への持出しを禁止する条項について、管理責任者（校長）の許可において持出しできるよう変更するため。併せて一部表現を修正する。

大野市教育委員会訓令第 号

大野市立学校タブレット端末使用規程（令和3年教委訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規程を同表の改正後欄に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(禁止行為) 第7条 (略) (1) 第2条に規定する使用目的以外に <u>使用すること。</u> (2) <u>管理責任者に無断で校外へ持ち出して使用すること。</u> (3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>管理上不適切な使用をすること。</u>	(禁止行為) 第7条 (略) (1) 第2条に規定する使用目的以外の使用_____ (2) <u>校外への持ち出し（教育委員会が許可した場合を除く。）</u> (3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>タブレット端末の管理上不適切な行為</u>

附 則

この規程は、令和4年7月 日から施行する。